

令和2年3月27日
新潟市契約課

入札参加者各位

現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）

令和元年9月25日付け契約課通知について、下記のとおり一部改正いたしますので、ご確認の上、適正な配置となるようお願いいたします。

記

1. 改正内容

- 現場代理人の兼任を認める工事について（別添通知の「**1. 現場代理人について（6）**」関係）

新潟市水道局発注工事との兼任を認めます。ただし、（6）①及び水道局通知で定める兼任を認める条件の双方を満たしたものに限ります。

2. 改正後通知全文 別添のとおり

3. 適用日 令和2年4月1日

現場代理人及び技術者等の適正配置について

令和2年4月1日適用

現場代理人、主任技術者又は監理技術者に関する留意事項

建設工事においては、適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者（以下、「技術者等」という。）の配置が必要となります。また、新潟市工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）において、工事現場において運営、取締りを行う者として現場代理人の配置を求めていきます。

以下、本市発注工事における留意事項をまとめましたので、ご留意願います。

1. 現場代理人について

（1）現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、その職務の重大性から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを必要とします。

※「4. 現場代理人及び技術者等の確認資料」を参照

（2）現場代理人の常駐

現場代理人は特別な場合を除いて工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。常駐を免除する場合にも、発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理について工事打合せ簿に明記することが必要です。

（3）常駐を免除できる期間

次の①～⑤に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとします。

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間で、常駐を免除できると工事発注所属長が認めた期間
- ⑤ 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

(4) 常駐を免除する場合の留意事項

(3) ①～⑤について現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であっても、他の工事請負契約の現場代理人や技術者等を兼任することはできません。

工場製作のみが行われている期間は、必ずしも工場に常駐する必要はありませんが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任を持てる体制でなければなりません。

(3) ⑤について適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保、安全管理等に支障のない範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、両者で協議のうえ決定し、工事打合せ簿に明記してください。

(5) 常駐を免除することができる期間の明示等

特記仕様書に常駐免除期間を明示しますが、具体的な常駐免除期間は契約後、両者で協議のうえ決定し、発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理について工事打合せ簿に明記してください。

(6) 兼任を認める工事

本市発注の工事で次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を認めますが、1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは①又は②のいずれか一方の場合のみです。

- ① 新潟市発注工事（新潟市水道局発注工事を含む）の当初契約金額の合計が7,000万円未満の工事5件まで兼任できます。（1件3,500万円未満、工種は問わない）この場合の合計金額は当初契約金額の合計金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼任できます。
- ② 新潟市発注工事で、兼任する工事現場が同一又は近接しており、かつ工事内容に関連性がある場合で、兼任してもその影響が比較的少ないと工事発注所属長が認めた工事（金額の上限なし。発注時に特記仕様書に示した工事に限る。）5件まで兼任を認めます。

(7) 緩和措置の同時適用不可

常駐緩和措置の「(3) 常駐を免除できる期間（⑤を除く）」と「(6) 兼任を認める工事」は1人の現場代理人に対して同時には適用できません。

(8) 注意事項

- ① 本取扱い適用工事において現場代理人と技術者等を兼ねる場合、技術者等は建設業法の規定により請負金額が3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）以上となった場合、「専任義務」が生じることにご注意ください。
- ② 正当な理由なく常駐免除を受けずに不在の場合や、取扱いを超えた兼任が発覚した場合は、指名停止や工事成績の減点を受ける場合があります。
- ③ (6) の①において、水道局発注工事と兼任する場合は、(6) ①及び水道局通知で定める条件の双方を満たしているものに限ります。

2. 技術者等について

(1) 技術者等の資格要件

① 直接的かつ恒常的な雇用関係であること

※「4. 現場代理人及び技術者等の確認資料」を参照

② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること

主任技術者：建設業法第7条第2号による

監理技術者：建設業法第15条第2号による

③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること

(2) 技術者等の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額3,500万円以上、建築一式工事においては7,000万円以上）に設置する技術者等は、特別な場合を除き原則として工事ごとに専任で配置しなければなりません。

専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事と兼任も可能ですが、変更により契約金額が3,500万円を超える可能性のある工事との兼任については行わないよう留意してください。

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼任した工事の下請金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者に配置技術者の変更が必要です。

(3) 専任を免除できる期間

次の①～⑤に掲げる期間においては、技術者等の工事現場への専任を免除することができるものとします。

ただし、いずれの場合も発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理について工事打合せ簿に明記することが必要です。

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間で、常駐を免除できると工事発注所属長が認めた期間
- ⑤ 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

(4) 専任を免除する場合の留意事項

（3）の①について、現場施工に着手するまで専任を求めませんが、他工事で専任を求められる技術者等である場合、当該工事の技術者等として配置できません。

(3) の②について、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の技術者等として従事することができます。

(3) の③工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、技術者等がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。

(3) ⑤について適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保、安全管理等に支障のない範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、両者で協議のうえ決定し、工事打合せ簿に明記してください。

(5) 同一の専任の監理技術者が兼任できる工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

（当初以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の監理を行うことが合理的であると考えられるので、これら複数の工事を一つの工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。

3. 主任技術者の専任要件の緩和措置について

(1) 緩和措置の内容

請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事においては 7,000 万円）以上に置く主任技術者については、下記①及び②の要件すべてに該当する場合は兼任が可能です。

① 国、県、市町村等が発注する工事であること

② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が 10 km程度の近接した工事であること

【例示】

ア 工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事

例 1) A 地区国道舗装工事と A 地区市道拡幅工事

イ 施工にあたり相互に調整を要する工事

例 1) A 工事と B 工事で工事用道路を共用しており相互に工程調整を要する

例 2) A 工事の発生土を B 工事の盛土材に流用しており、相互に土量分配計画の調整を要する

例 3) A 工事と B 工事で資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する

例 4) A 工事と B 工事の相当の部分に工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する

(2) 兼任可能件数

発注機関相互で 2 件まで可能です。

(3) 注意事項

- ① 兼任を認められた場合においても、発注者と常時連絡のとれる体制を整えておくことが必要です。
- ② 本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであって、専任の監理技術者、営業所における専任の技術者については兼任の適用対象外です。
- ③ 兼任する工事において、受注者の責によらないやむを得ない理由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めます。
- ④ 下請人にも適用できるものとします。

4. 現場代理人及び技術者等の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人及び技術者等について、所属する会社と直接的かつ恒常的な雇用関係を証するため下記①～⑤のいずれかの書類の写しを「工事着手届」の提出と同時に提出または提示し監督職員の確認を受けてください。また、一般競争入札における技術者等については、「配置予定技術者調書」の提出と同時に契約担当課の確認を受けてください。

なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用とは言えず、短期雇用者は恒常的な雇用とは言えません。

- ① 監理技術者資格証（表・裏）の写し※所属企業名が記載されていること
- ② 健康保険被保険者証の写し
- ③ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- ④ 雇用保険被保険者証の写し
- ⑤ 源泉徴収票の写し

(2) 雇用確認基準日

- ① 現場代理人
 - ・すべての案件で契約日の前日までに雇用関係があること
- ② 技術者等
 - ・専任を要する工事（一般競争・随意契約）
公告日（随意契約の場合は見積書提出日）以前に3ヶ月以上の雇用関係があること
 - ・専任工事以外の一般競争入札
公告日以前に雇用関係があること
 - ・指名競争入札
入札日以前に雇用関係があること
 - ・随意契約（非専任工事）
見積書提出日以前に雇用関係があること

(3) 技術者等の資格を証明するもの

- ① 監理技術者
 - ・監理技術者資格証（表・裏）の写し
 - ・監理技術者講習修了証の写し

② 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者）
- ・経歴書（実務経験による技術者の場合）

（4）雇用期間の特例

下記①～③いずれかに該当する場合、直接的かつ恒常的な雇用があるものとみなします。

① 営業譲渡又は会社分割した場合（H13.5.30 国総建第155号）

営業譲渡の日や会社分割登記をした日から3年以内に限り、それぞれ譲渡・分割した企業からの出向社員を現場代理人及び技術者等とすることが可能です。

② 国土交通大臣から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社及び子会社についての取扱い（H14.4.16 国総建第97号）

親会社からその子会社への出向社員が当該子会社の受注した工事の現場代理人及び技術者等になることができます。（子会社が親会社からの出向社員を現場代理人及び技術者等として配置する場合、企業集団に属する親会社やその他の子会社が当該工事の下請負人となることはできません。）

③ 親会社及びその連結会社の取扱い（H15.1.22 国総建第97号）

当該企業間の出向社員を現場代理人及び技術者等とすることができます。（当該工事を親会社、連結子会社、非連結子会社に下請負させる場合は、出向社員を現場代理人及び技術者等とすることはできません。）

5. 営業所の専任技術者の取扱いについて

（1）営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また、許可を受けようとする建設業ごとに、専任の技術者を置かなければならぬこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の専任技術者を兼任することは可能です。

（2）現場代理人及び技術者等との兼任について

現場代理人及び技術者等は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼任はできません。ただし、下記①及び②の要件を満たした場合は、現場代理人または専任を要しない技術者等と兼任することができます。

- ① 当該事務所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。

6. 経営業務の管理責任者の取扱いについて

（1）経営業務の管理責任者とは

その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者を言い、建設業の許可を取得するためには、そ

の知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また、経営業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所の専任技術者と経営業務の管理責任者を兼任することは可能ですが、兼任している場合は、技術者等との兼任はできません。

(2) 現場代理人及び技術者等との兼任について

現場代理人及び技術者等は、工事現場に常駐しなければならないため、経営業務の管理責任者との兼任はできません。ただし、下記①及び②の要件を満たした場合は、現場代理人または専任を要しない技術者等と兼任することができます。

- ① 当該事務所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。

7. 現場代理人と技術者等との兼任について

同一請負契約に限り、現場代理人と技術者等を兼任することができます。同一請負契約で兼任した者であっても、「1. 現場代理人について」、「2. 技術者等について」、「3. 主任技術者の専任要件の緩和措置について」に基づき、他工事の現場代理人及び技術者等を兼任することができます。

8. 現場代理人及び技術者等の変更について

建設工事の適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどる技術者等については、原則工期途中での交代は認めておりません。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記の①又は②に該当する場合は技術者等の工期途中での交代を認めます。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者双方の協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

現場代理人については、工期途中での交代について認めますが、みだりに交代し工事現場が混乱することの無いよう、最低限の交代にとどめてください。

9. その他

他工事の現場代理人及び技術者等の兼任を行う場合には、兼任するすべての担当課に書面で兼任の報告をするとともに、監督職員の確認を受けて下さい。

なお、現場代理人及び技術者等の常駐・専任義務は「工事履行届」に記載する履行日までとし

ますので、履行日の翌日からは他工事の現場代理人及び技術者等になることができます。

また、工事実施に際し、工期延長、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工体制の不備と市が判断した場合には、兼任配置の解除を命じることができるとし、受注者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止や工事成績の減点を受ける場合があります。

○現場代理人、技術者等の兼任について

		専任を要しない工事(注1)		専任を要する工事(注2)	
		現場代理人	技術者等	現場代理人	技術者等
同一工事	現場代理人		兼任可		兼任可
	技術者等	兼任可		兼任可	
別途工事	専任を要しない工事(注1)	現場代理人	兼任不可 (注3)	兼任不可 (注3)	兼任不可 (注3・4)
	技術者等	兼任不可 (注3)	兼任可	兼任不可 (注3・4)	兼任不可 (注4)
	専任を要する工事(注2)	現場代理人	兼任不可 (注3)	兼任不可 (注3・4)	兼任不可 (注3・4)
	技術者等	兼任不可 (注3・4)	兼任不可 (注4)	兼任不可 (注3・4)	兼任不可 (注4)

○経営業務管理責任者・営業所の専任技術者の現場代理人・技術者等の兼任について

		現場代理人・技術者等	
		専任を要しない工事(注1)	専任を要する工事(注2)
営業所専任技術者		兼任可(注5)	兼任不可
経営業務管理責任者		兼任可(注6)	兼任不可

※現に経営業務管理責任者と営業所専任技術者を兼務している方は、現場代理人及び技術者等を兼任することはできません(一人三役は不可)

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置例

	配置技術者の要件	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
		技術者等を兼任しない場合	現場代理人と技術者等を兼任する場合		
			専任を要しない工事(注1)	専任を要する工事(注2) 技術者等(右以外)	「3. 主任技術者の専任要件の緩和措置にあたる工事」 技術者等が専任のため
	現場代理人の兼任	兼任不可(注3)	兼任不可(注3)	兼任不可 技術者等が専任のため	兼任不可(注7)

注1 専任を要しない工事とは、請負金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)未満の工事

注2 専任を要する工事とは、請負金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の工事

注3 「1. 現場代理人について(6)兼任を認める工事」を参照

注4 「3. 主任技術者の専任要件の緩和措置について」を参照

注5 「5. 営業所の専任技術者の取扱いについて(2)現場代理人及び技術者等との兼任について」を参照

注6 「6. 経営業務の管理責任者の取扱いについて(2)現場代理人及び技術者等との兼任について」を参照

注7 専任を要する工事の現場代理人、技術者等の兼任は2件まで可能